

平成26年1月教育委員会会議の要旨

1 日 時

平成26年1月23日（木）

開会 14時

閉会 16時00分

2 場 所

教育庁教育委員会室

3 出席委員

委員長	山縣 俊郎
委員長職務代理者	稲野 靖枝
委員長職務代理者	岡野 芳子
委員	宮部 秀文
委員（教育長）	田邊 恒美

4 欠席委員

委員	中田 範夫
----	-------

5 出席者

教育次長	上野 清
教育次長	竹本 芳朗
審議監	小西 哲也
審議監	河村 行則
教育政策課長	河村 邦彦
教職員課長	廣川 晋
義務教育課長	清時 崇文
高校教育課長	岩本 龍治
特別支援教育推進室次長	石本 正之
社会教育・文化財課長	藤村 恭久
世界スカウトジャンボリー開催支援室次長	河村 祐一
人権教育課長	尾崎 敬子
学校安全・体育課長	栗林 正和
教育政策課企画監	濱井 昭巳
やまぐち総合教育支援センター次長	十河 悟

議案

議案第1号『山口県文化財保護審議会委員の任命について』

【概要】

山口県文化財保護審議会委員について、以下のとおり任命するよう、承認された。

山口県文化財保護審議会委員（案）

任期 平成26年2月1日～平成28年1月31日

役職	氏名	勤務先等	担当分野	任命
委員	藤田 盟児	広島国際大学工学部教授	建造物（社寺等）	再任
委員	日向 進	元京都工芸繊維大学教授	建造物（町屋等）	再任
委員	中川 明子	徳山工業高等専門学校 土木建築工学科准教授	建造物（近代）	再任
委員	井手誠之輔	九州大学人文科学研究院教授	絵画	再任
委員	副島 弘道	大正大学文学部教授	彫刻・工芸品	再任
委員	秋山 伸隆	県立広島大学人間文化学部教授	古文書・歴史資料・史跡（中世）	再任
委員	田中 誠二	毛利博物館長	古文書・歴史資料・史跡（近世）	再任
委員	木下 尚子	熊本大学文学部教授	考古資料・史跡	再任
委員	湯川 洋司	山口大学人文学部教授	有形民俗文化財・無形民俗文化財	再任
委員	多々良美春	日本庭園学会会員 日本造園学会会員	名勝	再任
委員	阿部 弘和	元山口大学教育学部教授	天然記念物（動物）	再任
委員	奥田 敏統	広島大学大学院総合科学研究科教授	天然記念物（植物）	再任
委員	今岡 照喜	山口大学理学部 地球圏システム科学科教授	天然記念物（地質鉱物）	再任
委員	中尾 里子	萩市文化財保護審議会委員	一般	再任
委員	安野 早己	山口県立大学国際文化学部教授	一般	再任
委員	梅田 幸子	元下松市教育委員	一般	再任

【 質 疑 】

- 岡野委員：今回、全ての方が再任ということだが、どうして皆が再任となったのか。選任方法について再度説明願う。
- 社会教育・文化財課長：この度の選任に当たっては、特に専門性に注目した。新任委員も考慮したが、これまでの実績、審議会の運営等全体を考慮した結果、引き続き現在の委員構成で御審議いただくのが最善と判断した。

報 告 事 項

- ◆『平成26年度山口県立学校任期付職員（船員）採用選考試験の選考結果』について、報告された。

【 概 要 】

**平成26年度山口県立学校任期付職員（船員）採用
選考試験の選考結果について**

選考区分、志願区分、受験状況及び合格者数

選考区分	志願区分	志願者数	受験者数	合格者数	倍率
			A	B	A/B
一般選考	船員（通信長）	2	1	1	1.0

【 質 疑 】

- 稲野委員：採用された日から5年を超えない範囲内で更新可能ということだが、本人が希望すれば5年間は試験なしで更新ということではよろしいか。
- 高校教育課長：1年間の勤務状況等を見ながら、5年間は更新ができるということで、5年間を通じて無条件で更新ということではない。

◆『平成25年度学力定着状況確認問題の結果』について、報告された。

平成25年度学力定着状況確認問題の結果について【概要版】

山口県教育庁義務教育課
平成26年1月

1 実施概要

(1) 目的

児童生徒の客観的な学力状況の経年的な把握と分析を通して、課題解決に向けた指導の工夫改善等の取組の充実を図る全県的な検証改善サイクルを確立し、県内すべての児童生徒の学力の確実な定着と向上を図る。

(2) 実施期日

平成25年10月30日（水） ※学校の状況に応じて、10/28～11/1の期間に実施。

(3) 実施対象及び実施内容

① 小学校

学年	実施人数	内容（時間）
第3学年	11,408人	国語、算数（各教科40分）及び質問紙
第4学年	11,637人	国語、算数（各教科40分）及び質問紙
第5学年	11,940人	国語、算数、社会、理科（各教科40分）及び質問紙
第6学年	12,450人	国語、算数（各教科40分）及び質問紙

② 中学校

学年	実施人数	内容（時間）
第1学年	11,545人	国語、数学（各教科45分）及び質問紙
第2学年	11,736人	国語、数学、社会、理科、英語（各教科45分）及び質問紙

2 教科の問題に関する結果

(1) 平均正答率

① 小学校

学年	国語	算数	社会	理科
第3学年	57.5%	66.0%	—	—
第4学年	61.4%	55.9%	—	—
第5学年	54.6%	61.6%	64.0%	64.9%
第6学年	56.6%	57.2%	—	—

② 中学校

学年	国語	数学	社会	理科	英語
第1学年	54.1%	55.9%	—	—	—
第2学年	47.6%	62.9%	53.5%	48.7%	63.9%

(2) 教科の問題結果から見られる特徴

- 基礎的な内容を問う問題については、おおむね成果が見られるが、記述式の問題や基礎的な内容を問う問題の一部に、依然として課題が見られる。

		主な成果	主な課題（■は問題形式による課題）
小学校	国語	○ 学年別漢字配当表に示されている漢字を正しく書いたり、読んだりすること ○ 目的に応じて文章の内容を読むこと	● 国語辞典の正しい使い方を理解すること ● 資料に示されている内容を、文章と関連付けて読むこと ■ 自分の考えを具体的に書くこと 【問題例③】
	算数	○ 加減乗除の計算をすること 【問題例①】 ○ 長さの量感を身に付けること	● 小数の乗法の意味を理解すること ● 面積や体積の量感を身に付けること ■ 理由や根拠、方法などを言葉や式を使って書くこと
	理科	○ 身近な自然現象について観察したことを適切に表すこと	■ 星座早見表など実験器具等を正しく使うこと
	社会	○ 災害から人々の安全を守る関係機関の活動について理解すること	■ 人口の多い市の位置と県内の交通の様子から県の特徴をとらえて書くこと
中学校	国語	○ 文脈に即して漢字を正しく読むこと 【問題例②】 ○ 文の定義を理解すること	● 文脈に即して語句の意味を正しくとらえること ● 文章や資料全体から内容や特徴をとらえること ■ 自分の考えを具体的に書くこと
	数学	○ 分数の計算や加減乗除を含む正の数と負の数の計算をすること ○ 点対称な図形をかくこと	● 方程式を活用して問題を解決する手順を理解すること 【問題例④】 ● 空間図形における長さの関係を見取図から読み取ること ■ 実生活や身の回りの事象を数学的に解決する過程を書くこと
	理科	○ 熱分解により生成される物質について理解すること	■ 誤差を含む実験データをグラフ化し整理すること
	社会	○ 世界の主な海洋の位置と名称を理解すること	■ 資料を参考に、地域の課題を説明すること
	英語	○ 絵を見ながら英文を聞き、状況にあった応答を選択すること	■ 英作文を読み、登場人物になったつもりで、これからの決意を指定された単語数で書くこと

【問題例①】 小数の減法の計算について改善状況が見られる。

$$1.1 - 0.28$$

小学算数

4年平均正答率 61.9%

5年平均正答率 63.8%

6年平均正答率 73.1%

※H24 全国調査 (4.6-0.21の計算)

山口県平均正答率 59.2%

【問題例②】 文脈に即して漢字を正しく読むことについては、相当数の生徒ができている。

漢字をひらがなに直しなさい。

○ 承知 (中学1年)

○ 改まって (中学2年)

中学1年国語 平均正答率 87.3%

中学2年国語 平均正答率 92.0%

【問題例③】 記述式の問題について、依然として課題が見られる。

○ けいたさんは、とんぼのことがもっと知りたくなって、学校図書館へ行きました。本のだい名を見ながら、どの本を読もうかまよっていましたが、次の中から読む本を一さつきめました。

本のだい名

ア トンボ図かん

イ トンボのふしぎ

ウ とんぼ・やご〜くらしとかいかた

エ つくってみよう紙とんぼ

あなたがけいたさんなら、どの本を読みますか。えらんだ本の記ごと、えらんだ理由について、あとのじょうけんに合わせて書きましょう。なお、く点 (。) やとう点 (,) も字数にふくみます。

〈じょうけん〉

○ その本をえらんだ理由をかくこと

○ 「から。」ということばでおわること

○ 二十字い上、四十字い内にまとめて書くこと

小学3年国語

平均正答率 46.0%

【問題例④】 方程式を活用して問題を解決する手順を理解することに課題が見られる。

解答

姉が出発してから x 分後に弟に追いつくとする。

(中略) $210x = 70(10+x)$

(中略) $x = 5$

$x = 5$ のとき、つくった方程式の左辺と右辺の値はいずれも1050 となり等しいので、 $x = 5$ は、方程式の解である。

姉が出発してから5分後までに姉と弟が進む道のり1050m は、家から駅までの道のり1500m より短いから、姉は弟が駅に着く前に追いつくことができる。

よって、姉が弟に追いつくのは姉が出発してから5分後である。答 5分後

上の解答の [] の部分では、あることがらを調べている。そのことがらについて正しく述べたものを、次の1~4までのの中から1つ選び、記号で答えなさい。

- 1 方程式が、等しい関係にある数量を用いてつくられているかどうかを調べている。
- 2 方程式の解を問題の答えとしてよいかどうかを調べている。
- 3 方程式から得られた値がその方程式の解であるかどうかを、その方程式の両辺にその値を代入して調べている。
- 4 つくった方程式を、等式の性質などを用いて正しく解いているかどうかを調べている。

中学2年数学 平均正答率 58.2%

※H24 全国調査の同趣旨の問題

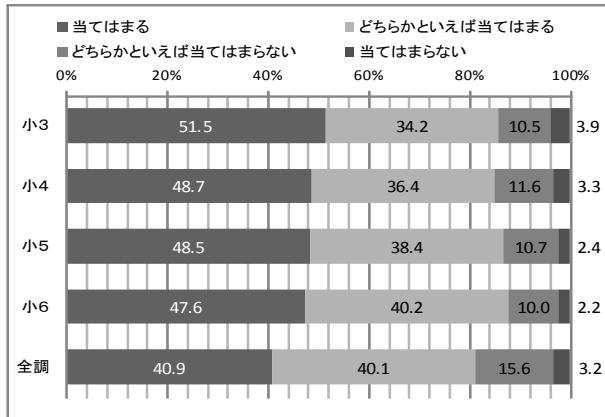
山口県平均正答率 73.4%

3 生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査の結果

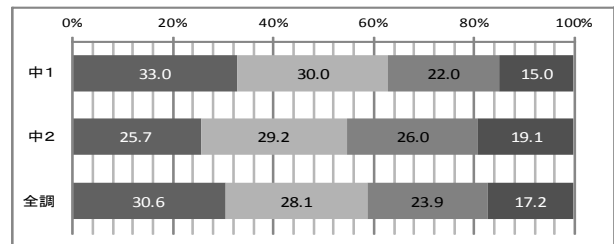
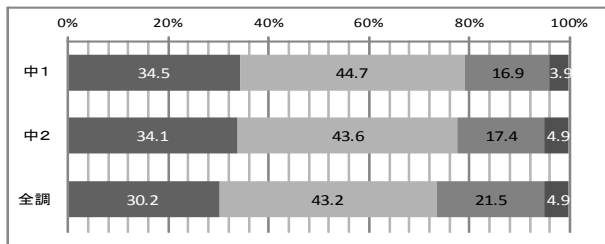
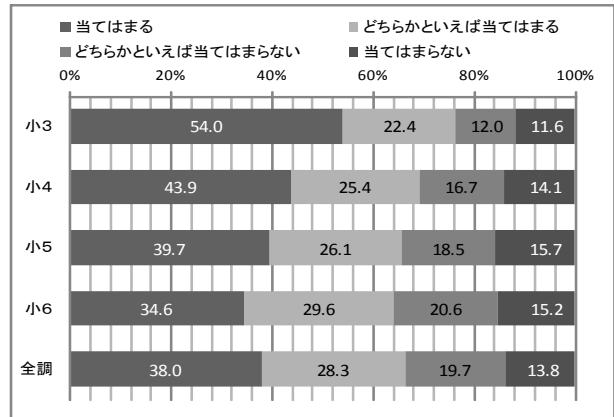
(1) 質問紙調査結果から見られる特徴

- 普段の授業で、「話し合う活動をよく行っている」、「自分の考えを発表する機会が与えられている」と感じている児童生徒の割合が多い。
- 学習意欲や学習習慣に関する質問項目において、学年が進むにつれて、肯定的な回答をした児童生徒の割合が減少する傾向がある。
- 家庭での学習時間については、依然として課題が見られる。

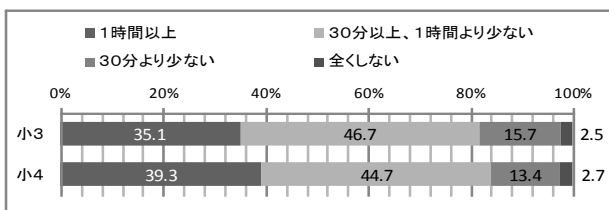
【質問】 普段の授業では、話し合う活動をよく行っていると思う。



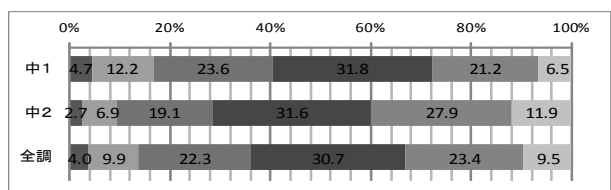
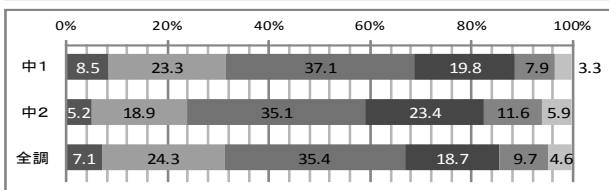
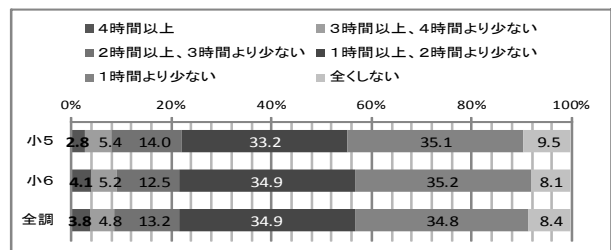
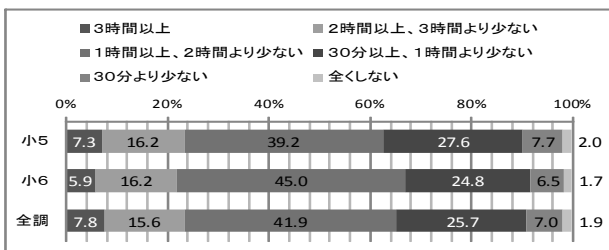
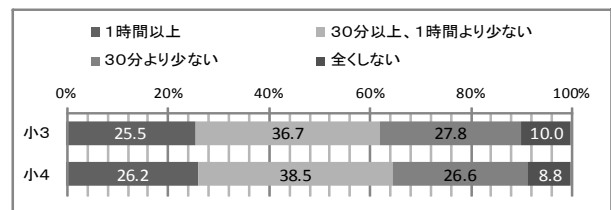
【質問】 算数・数学の勉強は好きだ。



【質問】 学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間勉強しますか。



【質問】 学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間勉強しますか。

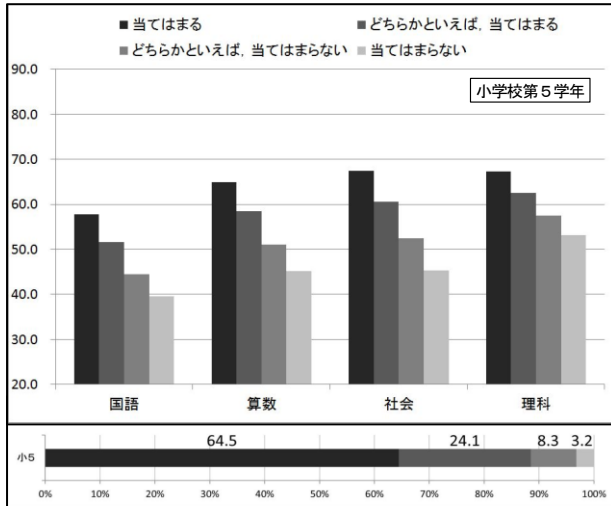


※全調：H25 全国学力・学習状況調査における山口県の結果

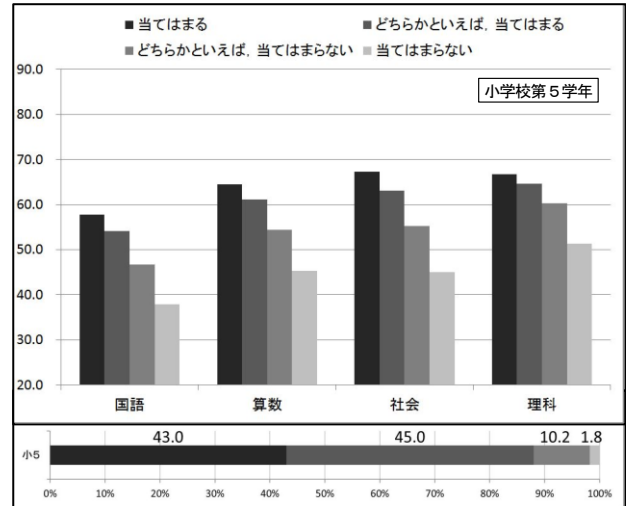
(2) 教科の結果と質問紙調査の回答との関係

- すべての学年・教科において、「授業の冒頭で目標（めあて・ねらい）が示されている」「授業の最後に学習したことを振り返る活動をよく行っている」と感じている児童生徒ほど、教科の正答率が高い傾向が見られる。
- 学習意欲や学習習慣に関する質問項目において、肯定的な回答をした児童生徒ほど、教科の正答率が高い傾向が見られる。
- 授業の中でわからないことがあったとき、「授業が終わってから先生にききに行く」「自分で調べる」と回答した児童生徒の正答率が他の回答より高くなっている。

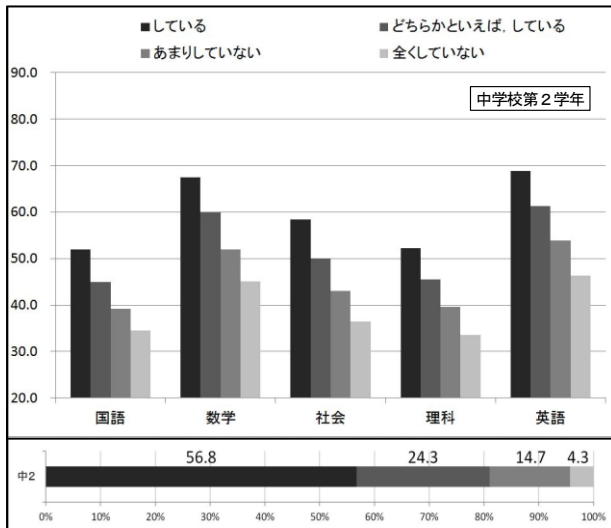
【質問】 普通の授業では、はじめに授業の目標（めあて・ねらい）が示されていると思う。



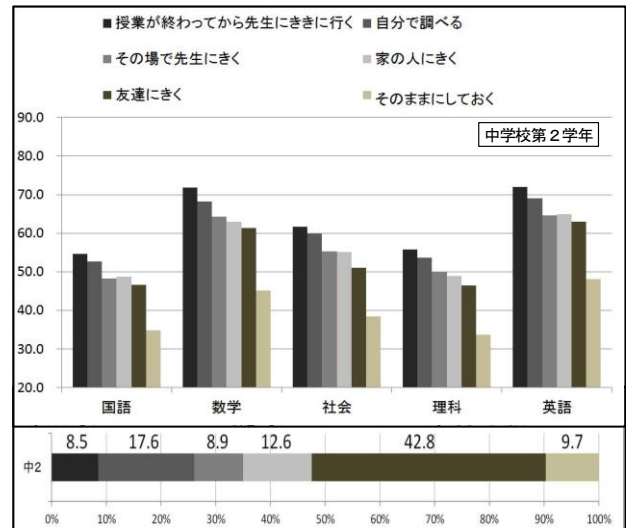
【質問】 普通の授業では、先生の話や友達の見聞を最後までよく聞いていると思う。



【質問】 家で、学校の宿題をしていますか。



【質問】 授業の中でわからないことがあったら、どうすることが多いですか。



※ 上側の棒グラフは質問項目に対する選択肢ごとの教科の平均正答率を、下側の帯グラフはその質問に対する回答状況を示している。

結果等の詳細については、山口県教育庁義務教育課ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50900/kakunin/top.html>

4 やまぐちっ子の学力向上に向けて

「やまぐちっ子の学力を育む検証・改善委員会」では、これまでの全国学力・学習状況調査や、「学力定着状況確認問題」の結果等を踏まえ、学校における取組や教育委員会の施策について総合的な検証を行うとともに、今後の一層の取組の充実に向けた提案をまとめました。

今後の取組の一層の充実に向けて【提案】

(1) 学校の組織的な取組(学校の力を伸ばす)

- ① 全教職員の共通理解に基づく全校体制づくりを推進するとともに、小・中連携による学習指導の一層の充実を図る。
- ② 学力や学習状況の客観的・経年的な把握・分析のため「学力定着状況確認問題」を継続実施して、全県的な検証改善サイクルを確立するとともに、「やまぐち学習支援プログラム」の集計・分析システムを活用して課題解決に向けた取組の充実を図る。

(2) 指導方法の工夫改善(授業の力を高める)

- ③ 授業における「課題の提示」「話し合い活動の設定」「振り返りの実施」など、指導のポイントの周知を図り、授業改善を促進する。
- ④ 学級や教科の枠を越えた全教職員によるワークショップ型研修等の機会を充実し、児童生徒の学習意欲の向上に向けた授業改善や学習規律の徹底を図る。
- ⑤ 「授業づくり拠点校」等における研修会の継続と充実を図り、質の高い授業に触れる機会を充実する。
- ⑥ 大きな成果をあげている学力向上推進リーダー・学力向上推進教員を拡充し、授業研究等を通して指導力の向上を図る。

(3) 学習環境の整備(学習環境を整える)

- ⑦ 少人数学級化についての研究を深め、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導体制の一層の充実を図る。
- ⑧ 習熟の程度に応じた指導や補充的・発展的な学習の指導、小学校における教科担任制など学習形態や指導方法を工夫・改善し、児童生徒の実態に応じた効果的な少人数指導の一層の充実を図る。

(4) 学習習慣の確立(学習習慣を身に付ける)

- ⑨ 自主学習や家庭学習の充実に向け、「やまぐち学習支援プログラム」の問題を充実するとともに、児童生徒一人ひとりの学力の状況に応じた活用を促進する。
- ⑩ コミュニティ・スクールや地域協育ネットを活用した地域ボランティアによる学習支援の体制づくり等、学校と家庭、地域が連携した取組の推進を図る。

【 質 疑 】

- 岡野委員：授業中に分からないことがあっても、そのままにしておくという子がいる。こうした子どもの底上げが大切だと思うが、対応を伺う。
- 義務教育課長：授業改善を行い、子どもたち一人ひとりの理解の状況を授業の中で把握し、確実な学力の定着を図っていききたい。
- 岡野委員：資料に「授業づくり拠点校」とあるが、現在県内に何校あって、どのような取組を行っているのか。
- 義務教育課長：小中学校併せて35校を指定している。
国語、算数・数学、理科の3教科を対象とし、学力向上の中心となる教員を集めた研修会の開催や公開授業を実施している。
- 宮部委員：問題の程度によって、数字上の結果の向上と実際の学力が向上したという判断は難しいと思う。その関係性について何かあれば。
- 義務教育課長：確かに数値としての結果と実際の学力の向上という関係の判断は難しい面もある。
全国学力学習状況調査も今回の学力定着状況確認問題も、分析を加えることで、今、子どもたちに求められている学力を具体的に学校・先生に伝える機会になっていると考えている。
別冊資料には、問題の区分・領域、評価の観点、問題形式ごとの正答率をお示ししているが、こうした分析を各学校でも当てはめてみることで、自校の成果と課題をしっかりと把握でき、補充学習等に役立てられるものと考えている。
- (結果の詳細：<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50900/kakunin/top.html>)
- 稲野委員：今後も学力定着状況確認問題を続けていくのであれば、問題の難易度の安定性を考える必要がある。
問題を作成する際に、どの程度の目標率・正答率を設定しているのか。
また、今後どのように分析し、活かして行かれるのか。
- 義務教育課長：全国学力学習状況調査の正答率が50～60%であるが、学力定着状況確認問題は同調査も参考にしながら問題を作成している。
安定性ということについては、今年度が1回目の実施ということもあり、今後、検証しながら進めていきたいと考えている。

【 主な意見 】

- 山縣委員長：今週、東京で開催された全国都道府県教育長・教育委員長の会議で学力向上について議論したが、他県の意見も聞く中で感じたのは、山口県は今行っている取組を着実に進めていけば、児童生徒の学力は確実に上がっていくのではないかということだった。
- 田邊教育長：各県の取組もかなり充実したものになっており、本県同様、子どもたち一人ひとりの状況を把握し、課題解決に向けて学校として組織的に学力向上に取り組んでいくことに力を入れてきていると感じた。

◆『山口県社会教育委員の会議の提言』について報告された。

【概要】

地域の人づくり・^{きずな}絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けて
～「学びの場」を核にした好循環を生み出す仕組みづくり～
(平成25年12月 山口県社会教育委員の会議提言)

第1章 現状と課題

○少子高齢化と家族形態の変容

- ・年少人口の減少（ここ30年間でほぼ半減）
- ・高齢化率の上昇（全国第4位）
- ・家族形態の変容（核家族世帯の増加、子どものいる世帯数の大幅な減少）

○地域のつながりの希薄化

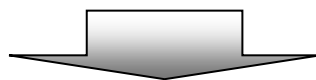
- ・産業構造の変化や価値観の多様化等
- ・他人の関与を歓迎しない人の増加
- ・東日本大震災による意識の変化

○公民館の役割の変化

- ・運営形態の変化・貸し館化
- ・「現代的課題」に関する学級・講座の必要性
- ・地域コミュニティの拠点としての役割への期待
- ・公民館のコーディネート機能の必要性

○東日本大震災からの教訓

- ・人と人との^{きずな}絆の大切さの再認識
- ・学校と地域の協働体制の意義



第2章 テーマ解決に向けての方向性

○地域住民の参画意識を醸成するための啓発

東日本大震災による「互助・共助」の気運の高まりを持続的なものにするためにも、地域における実践的な学習機会の提供等により、地域住民の意識を高めていくことが必要。

○学校や公民館等を拠点とした仕組みづくり

学校や公民館は、子どもたちの教育の場、大人の学びの場、交流の場として重要な拠点であり、こうした場所を核とした仕組みを構築することが望まれる。

○地域の大人と子どもが共に学べる場や機会の充実

地域のつながりの希薄化等が進む中、大人と子どもが価値ある活動を通じて共に学び合い、交流し、共に成長していく環境をつくっていくことが重要。

○先進的な取組の広報と普及

子どもたちの育ちを地域ぐるみで支援するための仕組み「地域協育ネット」は、地域づくりにおいても効果が期待されており、各地域での取組の参考となるよう先進事例を県民に広報することが重要。

第3章 具体的な対応方策

○地域住民の参画意識を醸成するための啓発

・地域課題の共有と地域活動参画への動機付け

公民館等が中心となり、地域住民が様々な地域課題についての知識等を身に付け、その解決策等について考える実践的な学習機会を積極的に設ける。 **事例：周南市 周陽公民館**

・乳幼児期の子どもをもつ保護者への働きかけ

保護者が若いうちから、住民同士のつながりや活動そのものの意義を実感できる機会を提供する。 **事例：和木町 すくすくフェスタ in わき**

・青少年期における地域活動への積極的な参加

子どもたちの地域活動への参加の機会を通じて、将来、地域活動を担う人材を積極的に育成する。 **事例：中学生ジュニアリーダー養成講座・光ジュニアクラブ**

・オリジナルキャラクターの活用等による広報の工夫

誰もが親しみのもてるネーミングやキャラクターを活用するなど、地域住民の参画意識を高めるための広報の工夫をする。 **事例：柳井市「しらかべネット」**

○学校や公民館等を拠点とした仕組みづくり

・コミュニティ・スクールを通じた「地域とともにある学校づくり」の充実

子どもの育ちを学校と地域が一体となって支えていくための「熟議」「協働」の取組や、地域の人々の学びや交流活動の「場」として学校の施設の提供を推進する。 **事例：光市「あさなえネット」、萩市 田万川中学校区**

・地域づくりの拠点としての公民館活動の充実

公民館が他部局や大学、NPO等と積極的に連携・協働を進めるとともに、地域ぐるみで親の育ちを支援するために、地域の支援者や教育・福祉関係機関・団体等と保護者をつなぐ拠点となる。また、地域情報の発信拠点として機能するとともに、各館の情報を一元化して県内情報として発信する。

事例：長門市 油谷中央公民館、防府市 牟礼公民館、萩市 須佐公民館

・「地域協育ネット」の仕組みの普及

学びの拠点である学校と公民館等が連携し、相互に交流を図るとともに、地域住民、地域の様々な組織・団体等と連携した「地域協育ネット」の取組を一層推進する。

事例：長門市 深川地域協育ネット、山口市 秋穂地域協育ネット

・地域におけるコーディネーターの養成

県教委主催の「地域協育ネットコーディネーター養成講座」や市町単位での研修会を通じて、各地域において活動の要となるコーディネーターを積極的に養成する。

・ボランティア登録制度の活用

「やまぐち教育応援団」や「高校生ボランティアバンク」の活用とともに、地域の実情に応じた登録制度を設ける。

○地域の大人と子どもが共に学べる場や機会の充実

・子どもが企画する地域活動や行事の実施

子どもたちが、ボランティアとして地域行事の企画・運営に参画する機会を設け、自主性や主体性等を育成する。 **事例：下松市 久保中学校区、防府市 防府商業・防府商工高等学校**

・世代間交流の推進

各地域で、多様な世代間の交流を推進する。 **事例：周防大島町「なぎさクラブ」**

・高齢者や団塊の世代が知識・技能等を還元する場づくり

高齢者や団塊の世代の退職者の経験や知識・技能等が活かされる場づくりを積極的に行う。

事例：周南市福川地区放課後子ども教室

○先進的な取組の広報と普及

・体制づくりのプロセスの提示

先進的な取組を行っている地域の体制づくりのプロセスを具体的に提示する。 **事例：下関市「ほっちゃや」**

・「地域協育ネット」の先進事例の周知

「地域協育ネット」の実践協力校区の取組の成果を広く県民に周知するとともに、市町教委と連携したきめ細かな支援を行う。

◆いじめ問題への対応について

【概要】

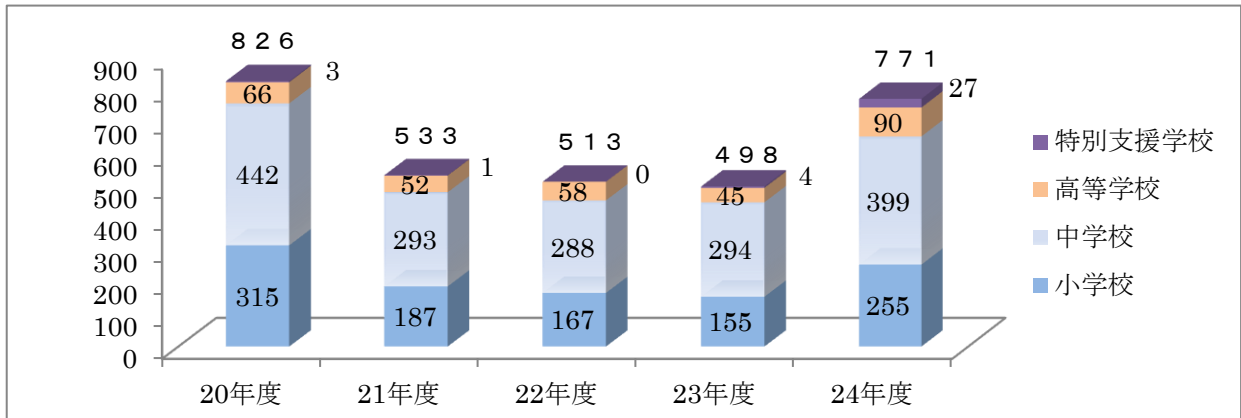
いじめ問題への対応について

1 本県の公立学校におけるいじめの現状と課題

「いじめ」とは、「当該児童生徒が一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

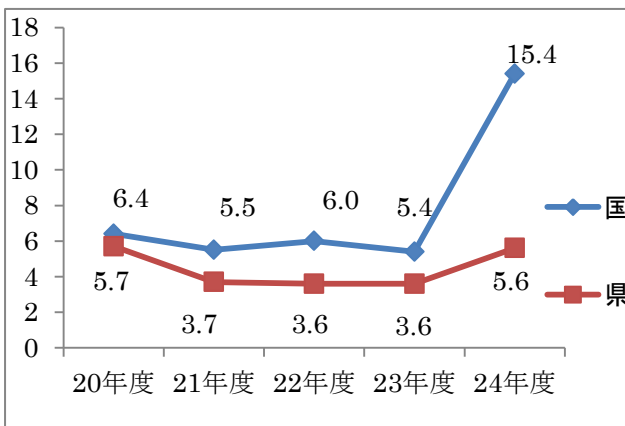
(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から)

(1) いじめの認知件数の経年変化



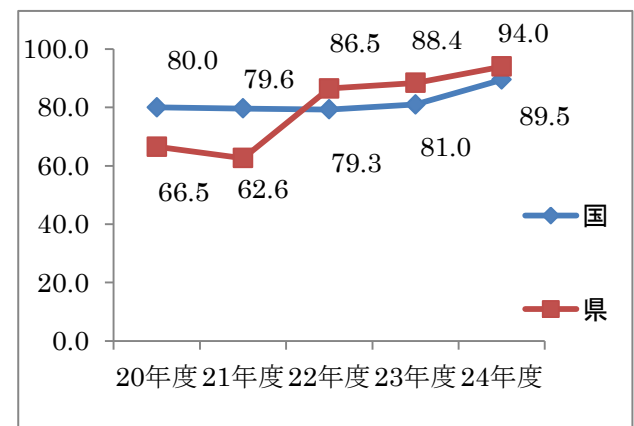
(2) 認知率の経年変化

(児童生徒1000人当たりの認知件数)



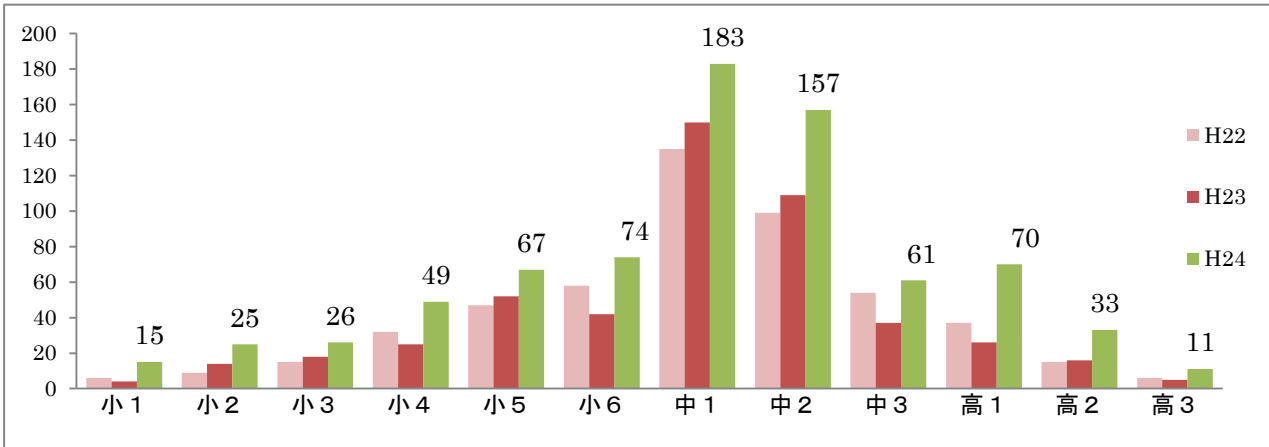
(3) 解消率の経年変化

(年度末時点での解消率 %)



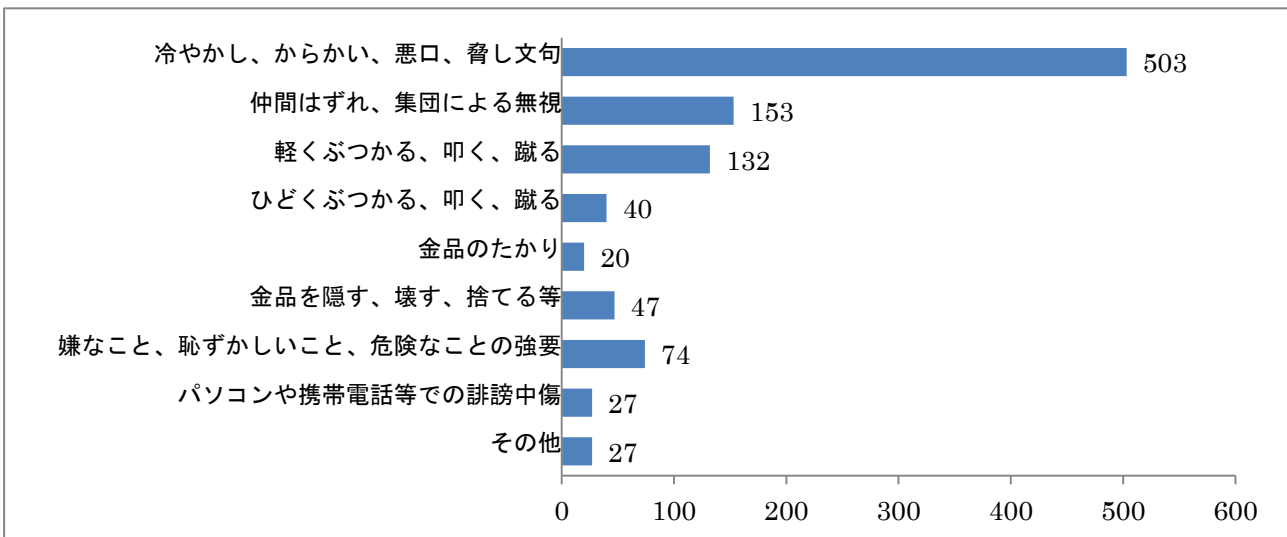
- 本県のいじめの認知件数及び認知率は、平成23年度までは減少傾向にあったが、平成24年度は平成23年度の約1.5倍に増加した。社会的関心の高まりや、いじめの認知を高める取組の強化によるものと考えられる。
- いじめが深刻化し、解消に困難を来すケースには、いじめの認知や初期対応の遅れに起因すると考えられるものが少なくない。全校体制で保護者や地域とも連携して、いじめを早期に認知し、迅速・的確かつ組織的な対応で、すべてのいじめの解消に努める必要がある。
- 公立小・中学校では、いじめを早期に発見するために、平成24年度途中から週1回の生活アンケートを実施している。各学校では、その実効性を高めるために、生活アンケートの内容や実施方法の工夫を図っている。

(4) 学年別認知件数経年変化 (平成22年度～24年度)



- いじめの認知件数については、概ね小学校高学年から増え始め、中学校入学を機に急増する、いわゆる「中1ギャップ」がみられる。
- 小中連携を推進し、児童生徒の心身の成長の過程に即した、継続性のある生徒指導の充実が必要である。

(5) いじめの態様 (平成24年度) (複数選択)



- いじめの態様については、冷やかし、からかい等が全体の65%を占め、全国とほぼ同様の傾向にある。軽微ないじめを見過ごさず、確実な解消を図る必要がある。
- パソコンや携帯電話等での誹謗中傷等については、近年30件前後の報告であるが、スマートフォンの急激な普及等により、コミュニケーションアプリ等を介したいじめが懸念されている。
- 平素から、警察等関係機関との連携を図り、犯罪行為と認められる行為への適切な指導を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と協働して、問題の早期解決に努める必要がある。

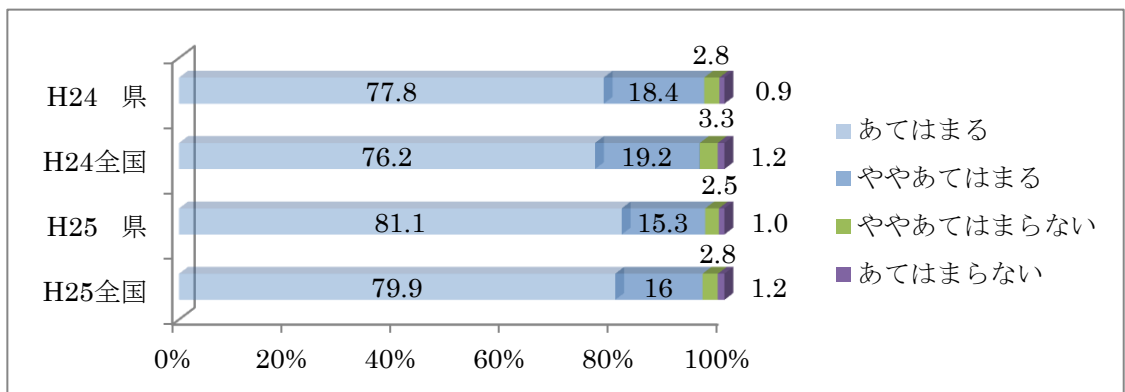
(6) 「いじめ110番」相談件数（子どもと親のサポートセンター）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H23	7	23	34	30	13	22	18	21	18	11	8	15	220
H24	18	20	12	45	12	25	18	29	20	11	15	16	241
H25	38	38	27	35	15	31	35	29	15				263

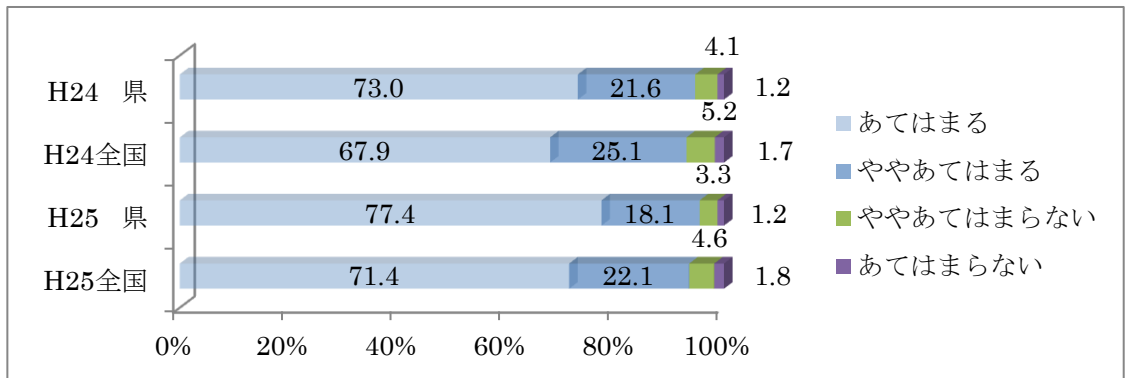
- 平成22年度相談件数は197件であり、年々増加傾向にある。
- 相談窓口を示した「いじめ相談カード」を児童生徒に配布し、周知を図っている。

(7) 「いじめは、どんなことがあってもいけないことだと思いますか」（全国学力学習状況調査）に対する回答（H24抽出調査、H25悉皆調査）

小学校
6年



中学校
3年



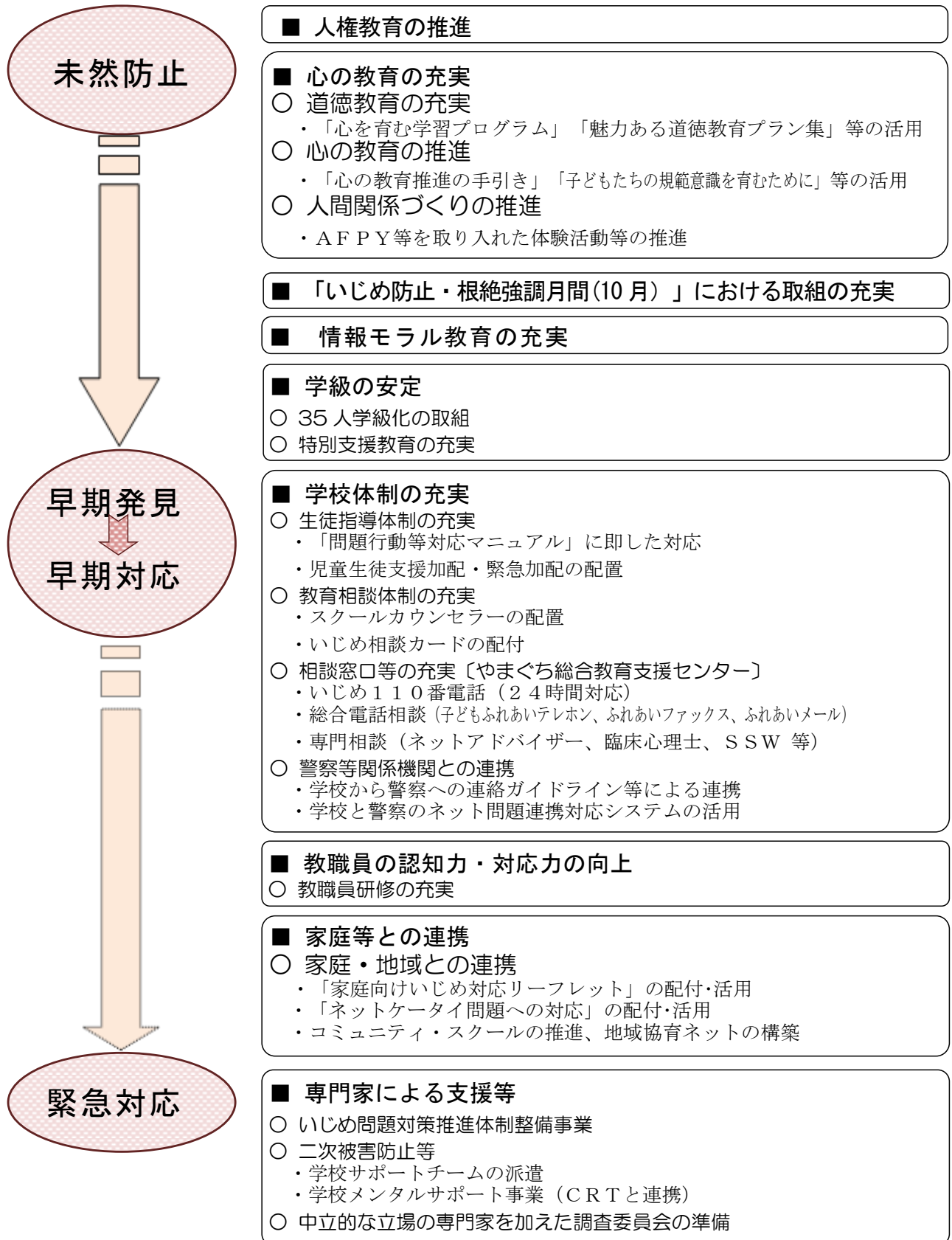
- 「いじめは、どんなことがあってもいけないことだと思いますか」の問いに、「あてはまる」と回答した本年度の本県の児童生徒の割合は、全国平均及び昨年度の本県の割合より高くなっているものの、小学校6年生の18.9%、中学校3年生の22.6%が「あてはまる」と回答していない。
- 人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することを通して、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、一人ひとりの児童生徒に徹底させることが重要である。
- 道徳教育、AFPY等を活用した人間関係づくりの取組の充実を一層図るとともに、いじめの問題を児童生徒自身が自分たちの問題として捉え、児童会・生徒会活動等の自主的・主体的な活動によるいじめの未然防止の取組をさらに推進することが必要である。

2 本県のこれまでの主な取組について

(1) 基本認識

- 「いじめは、人間として絶対に許されない行為」「いじめはどの子にもどの学校にも起こりうる」との認識が重要
- 児童生徒の生活状況の細かな把握や教職員のいじめの本質の理解などを含め、「未然防止」「早期発見・早期対応」の取組が何より重要
- いじめを認知した場合は、対応チームにより学校全体の課題として迅速・的確に対応（事実を明らかにしていく姿勢）

(2) 基本対応 — 県教委の主な取組



3 「いじめ防止対策推進法」施行に係る対応

(1) 「山口県いじめ防止基本方針」(法第12条)の策定

○基本方針の趣旨・内容等

本県のいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、いじめ防止等のための基本的な方向に関する事項やいじめ防止等のための対策の内容等について定める。

○「いじめ問題対策会議」の設置

県の基本方針策定に向け、学識経験者、PTA、市町教委、学校関係者、関係機関等の代表者からなる会議を開催し、意見を聴取した。(2回開催)

【内容のポイント】

- ・いじめの定義や県のいじめの対応に係る基本的な考え方を明示
- ・県及び学校が取り組むべき事項を明示(いじめ防止に向けた組織体制の整備や人材の育成、未然防止に向けた豊かな心を育む教育の推進等)
- ・重大事態発生時の対応を新たに整備

(2) 県が実施すべき施策

○「いじめ問題対策協議会」(法第14条)の設置

関係機関の連携を図り、本県のいじめ基本方針の評価・検証・改善を行うため、学識経験者、関係団体・機関等により設置する。

○「いじめ問題調査委員会(仮称)」(法第28条)の設置

県立学校に係る重大事態の調査を行うため、専門家等による公正・中立な組織として、県教育委員会に設置する。

○重大事態の再調査組織(法第30条、第31条)の設置

県教委や学校法人等が行った調査について、必要に応じて再調査を行うための組織を知事部局に設置する。

○いじめ防止に向けた基盤整備

生徒指導・教育相談体制の充実強化等のための人材の確保、資質能力向上に向けた研修、ネットパトロール等の強化等を図る。

○相談窓口の周知徹底

関係機関・団体等との連携により、様々な相談窓口が適切に利用できるよう広報・周知を図る。

○市町との連携

県は、いじめ防止の取組が、県内すべての市町において実効的に推進されるよう必要な情報の提供や取組に対する助言等を行う。

(3) 学校が取り組むべき事項

○「学校いじめ防止基本方針」（法第13条）の策定

学校の実情に即した、学校はいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

- ・「未然防止」「早期発見」「早期対応」についての具体的な取組内容
- ・生徒指導、教育相談、教職員研修等に係る年間計画や組織の構成
- ・家庭、地域、関係機関等との連携

○いじめ対策委員会（法第22条）の設置

学校におけるいじめ対策の中核組織として、管理職を中心として、既存の生徒指導組織等も活用しながら、いじめ対策委員会を設置する。

委員会は、教職員のほかスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門的な知識を有する者その他関係者により構成する。

○学校におけるいじめの未然防止等の推進

人権が尊重された学校づくりや豊かな心を育む教育の推進等により、いじめの未然防止、根絶に向けた取組を進める。

○生徒指導・教育相談体制の充実

校種間連携、心理や福祉の専門家や関係機関との連携等のさらなる充実により、生徒指導・教育相談体制の充実・強化を図る。

(4) 重大事態における対応

○学校の設置者又はその学校による対処（法第28条、第30条、第31条）

県教育委員会及び学校法人又はその設置する学校は、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止のため、事実関係を明確にするための調査を行い、調査結果をいじめを受けた児童生徒及びその保護者に説明するとともに、知事に報告する。

○知事による再調査（法第30条、第31条）

知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の予防のために必要と認めるときは、当該報告の再調査を行い、県議会に報告する。

(5) 今後の課題

- 学校現場における、本県の基本方針の浸透及び効果的な取組の推進
- 社会総がかりの取組の推進に向けた、各市町、関係団体、関係機関等との連携強化
- SC、SSWの配置、外部専門家との協働体制の充実・強化
- 山口県教育振興基本計画における、いじめに係る推進指標を踏まえた取組の推進

- ・ 「いじめは、どんなことがあってもいけないことだと思っている児童生徒の割合」
→ 増加させる。
- ・ 「いじめの解消率」 → 向上させる

【 質 疑 】

- 山 縣 委 員 長：いじめ問題は非常に範囲が広く、体験活動、人権教育、あるいは児童生徒の具体的な取組活動など事務局でもさまざまな課が関係してくると思うが、それぞれのように取り組んでおられるのか、各課長からお聞かせいただきたい。
- 義務教育課長：今年度は「心の教育」を全県共通テーマとして取り組んでおり、心の教育推進会議を開催し、道徳教育のこれからの推進について保護者、ボランティア団体、学識経験者等の御意見を伺いつつ、道徳授業セミナー等の教員研修会も行っているところである。
また、特にいじめ・命という学習については「いのち・なかま・やくそくを大切に作る心を育む学習プログラム」という資料の改訂版を各学校へ配布し、いじめの防止に向けた教育の取組を行っているところである。
- 人権教育課長：人権教育の立場からは、学校等と法務省等の人権機関との連携を強化するよう、関係課長の連名で各市町教委及び県立学校に依頼し、さらにそのことを教育庁内全課に周知するよう取り組んでいるところである。
学校教育においては、児童生徒の学びの場において、人権が自分にあると同時に相手にもあるという立場で捉えることで、いじめ問題を考えていくよう指導していきたい。
また、教職員に対しても、人権問題の立場からいじめの未然防止、解決策等について考える研修プログラムを行っていることとしている。
さらには、社会教育においても地域住民の方の要望に応じて、いじめ問題を中心とした人権教育の研修会も行い、社会総がかりでいじめ問題に対峙するよう働きかけているところである。
- 高校教育課長：高等学校では、現在100%の高校でボランティア活動を行っている。そうした地域貢献活動を行う中で、人と人との絆、他者とのつながりや支え合う心をしっかりと育てていきたいと考えている。
また、生徒が社会の一員であることをしっかり自覚し、自己の良さ・可能性を見出し自分自身を高めていくための仕組みとして、今夏から高校生ボランティアバンクを設置したところである。
- 社会教育・文化財課長：社会教育の分野では山口県独自の体験学習法AFPY（アフピー）等を取り入れた体験活動等の推進を行っているところである。
児童生徒が他者との活動を通じて相手の立場を考えながら行動し、信頼関係を築いていくプログラムであり、今後も取組を広げていきたいと考えている。
- 稲 野 委 員：まずは学校間、教師間、さらには教育委員会と教師間でのいじめに対する捉え方、認識の差をなくすことが必要。
それぞれでの認識の仕方に差があると組織的な対応が難しくなる。
学校での常識にとらわれず、絶えず社会の一部であるという意識を忘れないことが重要。
- 学校安全・体育課長：認識の差から学校あるいは教師間の取組に温度差があるというのは本当に課題であると考えている。
この度、各学校でいじめ防止基本方針を自ら定めていく中で、教員全員が策定過程に関わり、いじめ問題に対する共通理解を図っていけるよう支援してまいりたい。
- 稲 野 委 員：いじめの相談について、県教委以外の機関が設置している窓口で相談があった場合、事務局にはどのように情報が入ってくるのか、もしくはどう把握されているのか伺う。

- 学校安全・体育課長：警察関係のいじめ相談窓口とは月に1回は警察、県教委、そして私立学校を所管する学事文書課の担当者の三者で会議をもち、情報交換を行っている。また法務局等とも定期的に情報交換を行っているところである。

【 主な意見 】

- 宮 部 委 員：スポーツ少年団や課外活動など、団体活動を行っている児童生徒を見ると、礼儀正しいし、マナーも守る。やはり何か一つの目標に向かって、活動することを子どもたちに勧めるのもいいのではないか。
- 岡 野 委 員：道徳教育については、どんどん進めていただきたい。
やはり道徳は人が生きていくための一番基本になるもので、人として生きる道を教えるために必要だと思う。
- 稲 野 委 員：子どもをいかに成熟した人間に育てていくかということが教育の一番根底にあるものだと思う。
そういった視点・意識で各課、学校、先生が連携されると、いい方策や関わり方が生まれるし、実効的な取組ができると思う。
また、各学校に設置されるいじめ対策委員会については、生きている組織であることが重要なので、形骸化しない対策をお願いする。